

群馬弁護士は、山形・新潟・埼玉の弁護士と連携を取りながら裁判を取組んでおり、定期的に「4弁護士会議」を開催して情報の共有化を図っています。山形弁護団の一員として精力的に活動し、群馬の裁判に一番多く参加されている及川弁護士に投稿をお願いしました。

■福島の被災地に足を運んで・・・■

「原発事故の傷跡は、未だに深く残ったままでした」

(原発被害救済山形弁護団) 弁護士 及川 善大

山形県弁護士会所属の弁護士の及川善大と申します。

私は、原発被害救済山形弁護団の一員として、山形に避難された原発被災者の方々の相談やADR(和解仲介手続)申立て、山形地方裁判所で提起している訴訟等にかかわっております。



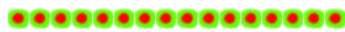
及川善大弁護士

群馬・新潟・山形・埼玉の4弁護士では、定期的に4県弁護士会議を開催し、各地の情報を共有し、お互いの訴訟への協力も惜しまずに行ってきました。

群馬訴訟には、今年の7月31日に行われた期日までで合計8回、出席させていただきました。2か月に1度の割合で前橋に足を運んでいることとなります。

裁判長の積極的な訴訟指揮、及び、原告代理人の先生方の迅速かつ必要十分な準備により訴訟が進行しており、出席するたびに「自分もしっかりしなければ。」と気持ちが引き締まります。

原告の皆様の尋問もしっかりとした準備の下に行われており、皆様の気持ちは裁判所に間違いなく伝わっていると確信しております。



ところで、最近、ニュース等の報道で被災地の様子が取り上げられることが少なくなり、原発事故についても世間の関心が薄れているように感じます。

常磐自動車道が全線開通したことなどもあり、世間ではいかにも「福島県も復興に向けて動き出した」という捉え方をされています。

皆様も、原発事故のことが隅に追いやられている印象を受けないでしょうか。

福島県が復興に向けて動き出しているのは確かです。しか

し、福島県内では、原発事故前には考えられなかった普通ではない状況が、現在も続いています。

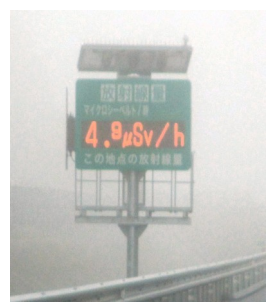
原発事故の風化を食い止めるためにも、裁判の中で福島の実状を明らかに

先日、レンタカーを借りて、相馬市からいわき市まで、国道6号線や常磐自動車道を走行しながら、浜通りにおける現在の被災地の状況を見てきました。

帰還困難区域に指定されている場所では、国道6号線や常磐自動車道を走行することはできますが、それ以外の場所に入ることはできません。道路や建物の入口にはバリケードが設置され、例え自分の家であっても中に入ることはできないのです。

私は、「ここはどこ国だろうか?」という強烈な違和感を覚えました。

常磐自動車道を走行していると、ところどころに放射線量の数値が表示されています。私が車で走行した時の最大値は「毎時4.9マイクロシーベルト」でしたが、このことを別の機会に相馬の弁護士に話したところ、「まだ低い方だよ。」という答えが返ってきました。



「4.9 μSv/h」の数値を示す線量計

実は、このような会話がなされていることと自身が異常事態である、ということに、私たちは気づかなければいけませんし、世間の方々にも知ってもらわなければいけません。

皆様方が関わっている本訴訟において、東京電力及び国に対し、その責任を認めさせることはもちろんです。ただ、世間の方々に、現在の福島に置かれている状況に改めて関心を持っていただく、という点についても、本訴訟の意義となるのではなかろうかと、特に最近は感じています。

今後も、微力ではございますが、皆様のお力になれるよう頑張っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

群馬弁護士会が「住宅無償提供打ち切り」問題で声明を出す

6月15日、福島県は、福島第一原発事故の区域外避難者への住宅無償提供を、平成29年3月で打ち切る方針を公表しました。

群馬弁護士会は、こうした福島県の対応に反対する声明を発表しました。(8月21日付)

声明文は、全国で避難生活を余儀なくされている方々の実態を明らかにし、避難者支援法の趣旨に反していること、「先を見通すことのできない不安に打ちひしがれている」避難者の生活実態を全く理解していないものと非難し、福島県に対して「打ち切り」の方針撤回と国の財源確保を求めています。(全文は、群馬弁護士会のホームページをご覧ください)

次回：9月11日(金) 午前10時～午後3時 (4号法廷)

※9時10分から傍聴券の抽選整理券発行

- 《裁判の内容》 ①裁判官交代の為、弁論の更新(今まで明らかにされてきた争点を整理して陳述します)
②原告側証人・佐藤 暁氏(責任論)の反対尋問及び裁判所の補充尋問

※裁判終了後、弁護士会館3階で報告集会を行いますので、ご参加願います。

＜次次回以降の日程＞

- 9月14日(月) 午前10時開廷 <原告本人尋問(2人)> 【注】9/14は4号法廷の入場は東側入口のみ
- 10月16日(金) 午前10時開廷 <原告本人尋問(4人)> (正面玄関からは入れません)
- 11月20日(金) 午前10時開廷 <原告本人尋問>

(来年予定されている日程) 2016年1月8日(金)午後2時～、2月26日(金)午前10時30分～

